

「豊中市公式ホームページアドバイザー業務」仕様書

1. 委託業務名

豊中市公式ホームページアドバイザー業務

2. 業務履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

3. 目的

本市は、コンテンツ・マネジメント・システム（以下、「CMS」という）を活用して、市公式ホームページ（以下、「ホームページ」という）を運用し、広く市政情報の提供を行っている。昨今のユーザーニーズの多様化や、アクセシビリティへの対応、市の魅力発信、さらには災害時における被害・復旧情報等の安定した提供などに対応するため、市民が必要な情報をより探しやすいホームページの構築と、効率的に管理運営する仕組みや環境の整備が課題となっている。

本業務は、これらの課題を解決し、より良いホームページへの刷新に資することを目的として、市職員に対し、構成・デザイン等の設計や管理運用手法等について、最新の動向を踏まえて専門的観点から助言や技術的指導を行うものである。

4. 業務内容

（1）リニューアルにかかる助言と指導

- ・必要な工程を含めたスケジュールの作成補助と、必要な作業に関する補助。
- ・月2回、1回2時間程度の進捗の共有や作業などの相談への対応（オンライン可）。

（2）情報の探しやすいホームページに向けた課題整理の助言

- ・より情報を探しやすいホームページにするための見直しと課題整理の助言（短期・長期的問わず）。
- ・既存コンテンツの内容・ディレクトリ構成の見直しにかかる助言。
- ・より探しやすいホームページに向けた目標値の設定。

（3）メール等による相談対応（月5件程度）

- ・市がホームページで行う情報発信全般についての相談の受け付けと助言。（成果物の制作は含まない。）

5. 成果物

(1) リニューアルに関する助言や、業務補助に関するもの一式

- ・調査報告書など。
- ・リニューアルに関するスケジュール
- ・現行のホームページに関する分析結果（全ページの解析）

(2) 月次報告書

- ・助言した内容や効果等（助言・指導前後の事例を含む。）を本市において内製化できるよう、ドキュメントとしてまとめた月次報告。

(3) 業務完了報告書

- ・本業務を本市において内製化できるよう、ドキュメントとして助言内容と効果等（助言・指導前後の事例を含む。）をまとめること。
- ・本業務履行後にデータで提出すること。提出方法は市と相談のうえ決定する。

6. 本業務実施における条件

(1) 消耗品の準備・負担

- ・受注者は、業務を受注するにあたり、所要の消耗品に伴う経費を準備・負担するものとする。

(2) 資料等の貸与

- ・受注者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を発注者に申し出ることができるが、本業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。

(3) 再委託の禁止

- ・本委託業務の全部又は主たる部分若しくは概ね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務実施に必要と認められるものは、発注者の承諾を得て業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

(4) 履行延滞の報告

- ・受注者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を発注者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

(5) 成果の帰属

- ・本業務により得られた成果は、すべて発注者に帰属するものとする。
- ・本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、発注者に帰属するものとする。

(6) 秘密の保持

- ・受注者は、本業務により知り得た情報を、業務中、完了後も第三者に漏らしてはならない。ただし、発注者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。

(7) 個人情報の保護

- ・受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）を遵守すること。

7. その他

本仕様書に定めのないものについては、市と受注者両者協議の上、これを定める。

参考資料

豊中市広報戦略 2023－2025